

人権かわら版30号

## ステンドグラス

編集発行  
長崎県人権教育啓発センター  
(長崎県人権・同和対策課)

## 「われわれ抜きで、われわれのことを何も決めるな！」 (Nothing about us, without us!)

- ◆ この言葉は、障害のある人の自尊心、自己決定権を大切にするという障害者の視点に立って制定された「障害者の権利に関する条約」のスローガンです。  
「合理的配慮」の理解に向けて、このスローガンのもつ意味を捉えてみましょう。

### 1 「合理的配慮」とは

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。※内閣府リーフレットより

### <ポイント>

- 障害のある人と向き合って「対話」することが大切。
- 負担が重過ぎて、対応が難しい場合は理由や代替案等の説明を行う。

### 2 「合理的配慮」の具体例

#### (1) 意思疎通の配慮の具体例

- ①筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- ②話すことが苦手な障害のある人に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。

#### (2) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- ①順番を待つことが苦手な障害のある人に対し、周囲の理解を得た上で手続き順を入れ替える。
- ②スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。

#### (3) 物理的環境への配慮の具体例

- ①段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をしたり、携帯スロープを渡したりする。
- ②書類等を押さえることが難しい障害のある人に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

(「長崎県における障害を理由とする差別をなくすための対応要領」より)

※「合理的配慮」は「対話」だけでなく、**障害のある人の立場になって考えていくことも重要なポイント**です。

<問い>もし、映画の「字幕」が次のようになったら、あなたはどのように考えますか？

- A) 洋画に「日本語字幕」がつかないことになりました。
- B) 邦画には、「日本語字幕」を今までどおりつけません。

※ Aのことが勝手に決められたならば、多くの人は困るし、「日本語字幕」をつけるように抗議の声をあげてください。しかし、聴覚に障害がある人にとっては、Aの場合でもBの場合でも字幕が必要です。「対話」も大切ですが、このようなことに気づく力をつけていくことも大切だと考えます。

人権・同和教育指導者専門講座での講義内容を活用して、受講者が教育・啓発のための学習プログラムを作成しています。

そのなかから、「障害のある人たちの人権」について、学んでいく学習プログラムを紹介します。

学校やPTA、公民館等における人権教育・啓発の場面での活用をお願いします。

◎ テーマ:障害がある人の権利行使を保障するために大切にしたいこと

◎ 対 象:PTA・地域・教職員

◎ ねらい:障害者差別解消法の理解と、障害のある人もない人も共に自分らしく生きていける社会の実現をめざす。

■ ながれ

1 ねらいを伝える。

- 「障害者差別解消法」が施行されたが、障害のある子どもの保護者や本人の願いや幸せは保障されているのだろうか。この学びを通して、「障害のある人の人権を保障するための大切な視点」について考えていく。

2 班を編成する。

- 一つの班を4～5人で編成する。

※アイス・ブレイキングを兼ねて、誕生日チェーンなどで班編成をしてもよい。

3 「ある保護者の言葉」を読んで、感じたことや見えてくるものを考える。

#### 【ある保護者の言葉】

うちの子どもは周りの子とコミュニケーションをうまくとることができませんが、通常の学級にそっとおいてください。勉強がわからなくてもかまいません。

皆さんには迷惑をかけないように私たちが言って聞かせますので、どうか別の教室には入れないでください。

この子の将来は、私たちでどうにかします。

- 個人で3つの立場（①本人、②保護者、③周囲の人）から考えられることを付箋紙に書く。

- 各個人が付箋紙に書いた内容を説明しながら、模造紙に貼っていき班内協議を行う。

#### 【予想される協議内容】

①本人の立場で考えると

- ・まわりの友だちと一緒に勉強したい。
- ・将来は自分のふるさとに住みたい。
- ・将来は仕事をしたい。

②保護者の立場で考えると

- ・まわりの友だちと一緒に過ごさせたい。
- ・障害のある子どもを生んだ私（母親）がわるいのだろうか。
- ・子どもの将来は家族で支えていくから、まわりの世話にはなりたくない。
- ・自立してほしい。

- ・明るく元気に生活してくれればいい。
- ・この子の希望に沿って、できることをさせたい。

### ③周囲の人の立場で考えると

- ・保護者の考え方は本当に正しいのかな？
- ・障害のある子どもがいる家族はたいへんだ。
- ・もっと話し合うことが必要ではないだろうか。
- ・本人の人権（学習権）を保障していくためには、どんなことをしていけばいいのだろうか。
- ・本人にとっての幸せは何だろう。

## 4 各班で話し合った内容を全体で発表し、共有する。

○各班の代表者が協議した内容を発表する。

※付箋紙が貼られた模造紙を基に発表してもよい。

## 5 自分が保護者からあるいは地域の人から、この事例と同じような相談や悩みを受けたとき、あなたならどんな言葉を返すかを考える。

※個人や各班で考え、全体共有をする。

### 【予想される意見】

- ・本人や保護者の気持ち、思いや願いをていねいに聴きとる。
- ・家族だけが抱え込むことではないこと、まわりに関わる人がいることを知らせる。
- ・学校や地域の中で障害のある人の人権について学ぶ機会をつくったり、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」や「障害者差別解消法」などの研修を行う。

### <ポイント>

※本人の思いや願いを尊重し、その子にとって何が幸せになるのかを最優先に考える。

## 6 今日の学習内容を振り返る。

※振り返りは、個人や各班で考えたり、進行役（ファシリテーター）から伝えてもよい。（その場や参加者に応じたスタイルでOK）

### 【振り返りたい視点】

- ①障害のある人は同情されたり、仕方ないと思われる存在ではなく、権利の行使者としての存在である。
- ②本人の考えや保護者の願いをていねいに聴く。
- ③本人や家族の求めが過度（人的負担、物的負担等）な場合は代替の方法等について話し合い、可能な限り対応していく。
- ④障害のある人にとって、過ごしやすい学校（社会）は、どんな人にとっても過ごしやすい学校（社会）である。



じんけんは、  
21世紀の  
キーワード

あなたは、  
あなただから素晴らしい。

## 県人権教育・啓発センターだより

来て、見て、読んで、学ぼう！！



書籍コーナーに「LGBT等」の区分を新設しました！

### 【センターの利用方法】

#### ◆図書・ビデオの貸出（無料）

- 県内在住の方または県内に通勤・通学されている方へ、貸出申込により貸出ができます。

※ビデオ・・・1回につき5本まで  
書籍・・・1回につき8冊まで  
期間・・・2週間以内

#### ◆1階協働エリア・会議室の貸出（無料）

- 人権に関係する団体やグループにおいて会議や研修などで貸出ができます。

※利用の際には、事前に当センターへ電話等にてお申込みください。

新しく入荷した図書を紹介します。

### 《図書》「タイトル」（著者／出版社）

- ・「被差別マイノリティのいま」（一社）部落・解放人権研究所編集発行
- ・「偏見や差別はなぜ起こる？」（北村英哉・唐沢穰 編/ちとせプレス）
- ・「近世の皮革統制と流通—中国・播磨地方の諸藩を中心に—」（鳥取県部落史研究会 編）
- ・「レイシズムを解剖する 在日コリアンへの偏見とインターネット」（高史明 著/勁草書房）
- ・「ゲンバクと呼ばれた少年」（中村由一・渡辺考・宮尾和孝 著/講談社）
- ・「道徳教育は「いじめ」をなくせるのか 教師が明日からできること」（藤川大祐 著/NHK出版）
- ・「にじ色の本棚 LGBTブックガイド」（原ミナ汰・土肥いつき 編著/三一書房）
- ・「同性愛の謎 なぜクラスに一人いるのか」（竹内久美子 著/文春新書）
- ・「解放新聞縮刷版第50巻」（解放新聞社）
- ・「タンタンタンゴはパパふたり」（ジャスティンリチャードソン・ピーターパーネル 著/ポット出版）
- ・「ふたりママの家で」（パトリシア・ポラッコ 絵 中川亜紀子 訳/サウザンブックス社）
- ・「全国のあいつぐ差別事件2017年度版」（部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会）
- ・「全国のあいつぐ差別事件2018年度版」（部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会）
- ・「科学でわかる男と女になるしくみ」（麻生一枝 著/サイエンス・アイ新書）
- ・「創られた『人種』部落差別と人種主義（レイシズム）」（黒川みどり 著/有志舎）
- ・「日本型ヘイトスピーチとは何か 社会を破壊するレイシズムの登場」（梁英聖 著/影書房）
- ・「道徳科の『授業革命』人権を基軸に」（園田雅春 著/解放出版社）
- ・「クィア・サイエンス 同性愛をめぐる科学言説の変遷」（サイモン・ルベイ 著/勁草書房）
- ・「障害のある先生たち『障害』と『教員』が交錯する場所で」（羽田野真帆・照山絢子・松波めぐみ 著/生活書院）
- ・「部落解放論の最前線 多角的な視点からの展開」（朝治武・谷元昭信・寺木伸明・友永健三 著/解放出版社）

長崎県人権教育啓発センター  
（県人権・同和対策課内）

〒850-8570

長崎市尾上町3-1 県庁内

TEL 095-826-2585 FAX 095-826-4874

開館：平日、土曜、日曜（午前9時～午後5時まで）

休館：祝日、振替休日、年末年始

長崎県人権・同和対策課

検索

